

千葉県立保健医療大学体育施設使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学体育施設の使用について必要な事項を定める。

(使用の範囲)

第2条 体育施設は、次の各号に掲げる目的に使用する。

- (1) 授 業
- (2) 大学行事
- (3) 学生行事又は課外活動
- (4) 学長が必要と認めた場合

2 学生及び職員は前項の使用を妨げない限り体育施設を使用することができる。

(休業日)

第3条 体育施設の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

2 前項の規定にかかわらず、学長が認めたときは、臨時に使用することができる。

(使用時間)

第4条 体育施設の使用時間は、午前9時から午後7時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず学長が認めたときはこの限りでない。

3 前条第2項の使用時間は学長が定める。

(使用手続)

第5条 第2条第1項第3号又は同条第2項により体育施設を使用する者は学生支援課にて、体育施設使用申請簿に所要事項を記載し、学長の承認を受けなければならない。

2 第2条第1項第4号により体育施設を利用しようとする者は、千葉県立保健医療大学施設管理規程（以下「管理規程」という。）第5条による許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 体育施設を使用する者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備等を破損し、汚損し又は滅失しないこと。
- (2) 施設、設備等の使用を終了したときは、ただちに、これを原状に回復すること。
- (3) その他、別に定める注意事項を守り、大学の指示に従うこと。

(損害の賠償)

第7条 学長は、体育施設を使用する者が、故意、過失により施設、設備、運動用具等を破損し、汚損し又は滅失した場合は、その損害を弁償させることができる。

(補 則)

第8条 この規程に定めのない事項については、管理規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。